

. 基本理念と基本方針

1. 基本理念

国立社会保障・人口問題研究所の平成14年1月推計によれば、急速な高齢化の進展によって、平成26年（2014年）には、国民の4人に1人が65歳の高齢者となると予想されています。伊勢原市は、県や国に比較すれば低い水準にあるものの、高齢化は着実に進行し高齢社会が到来するものと考えられます。

また、この社会動向に呼応して、ハートビル法、交通バリアフリー法、神奈川県福祉の街づくり条例等が制定され、ノーマライゼーションの考え方に基づきバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入が普及しています。

伊勢原市においても、「いせはら21プラン」、「高齢者保健福祉計画」、「障害者福祉計画」、「伊勢原市都市マスタープラン」の計画の中で、これらの理念を重視した内容が盛り込まれています。

このような社会の動向、これまでの計画の理念や目標を踏まえ、基本理念を次のように定めます。

だれにもやさしく快適な都市づくり

理念を支える考え方

高齢者や障害者等を含むすべての人々が、共生できる都市づくりを目指します。

高齢者や障害者等を含むすべての人々が持てる能力を十分に発揮し、主体的な社会参加ができる都市づくりを目指します。

交通ターミナルを中心に、各種公共施設のバリアフリー化により、すべての人々が円滑に移動できる都市づくりを目指します。

だれにもやさしく、そして安全で利便性の高い快適な都市づくりを目指します。

2 . 基本方針

基本理念、問題点・改善点を踏まえ、基本方針について次のとおり定めま
す。

1) 公共施設等のバリアフリーの推進

ハートビル法、交通バリアフリー法、神奈川県福祉の街づくり条例が制定
されています。

また、伊勢原市では公共施設のバリアフリー点検が行われ、既存の公共施
設については様々なバリアの問題点が指摘されています。

そのため、道路や公園、不特定多数の市民が利用する公共建築物、高齢者
や障害者等が利用する福祉施設のバリアフリー化を推進します。

公共施設等においては、すべての人々が安全かつ快適に移動できるよう
に、できる限り歩行者のための空間を確保し、段差の解消、平坦性の確
保、連続性の確保に努めます。

道路や公園の新たな整備に当たっては、神奈川県福祉の街づくり条例の整
備基準を遵守するとともに、改修についてもできる限り基準に即した整備
に努めます。

公共建築物の新築に当たっては、ハートビル法、神奈川県福祉の街づくり条
例の整備基準を遵守するとともに、既存の公共建築物についても不特定多数
の市民が利用する公共建築物や、高齢者や障害者等が利用する福祉施設のバ
リアフリー化に向けた改修整備に努めます。また、民間建築物についても、
バリアフリー化についての啓発や施設の改善整備の誘導に努めます。

2) 交通バリアフリーの推進

伊勢原駅、愛甲石田駅を中心として、駅から公共施設との間の経路を構成
する道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化の整備を重点的かつ一体的
に推進します。

そのために、交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基本構想」（交通
バリアフリー基本構想）を策定し、整備の実現を図ります。

伊勢原駅、愛甲石田駅からおおむね1km圏の公共施設等の所在地を考慮し
て重点整備地区を定め、高齢者や障害者等が利用する公共施設等や各駅と
のネットワークを考慮し特定経路等を定め、旅客施設、道路、駅前広場、
信号機等のバリアフリー化の整備を重点的かつ一体的に推進します。

交通バリアフリー化の取り組み・実施状況等の情報を積極的に広報し、高
齢者や障害者等の移動円滑化に対する理解を深めます。そのことにより、
地域の事業者や住民の理解を高め、民間建築物の改善を始め、駐車・駐
輪、商品看板等の歩道上の障害物の解消等、市民参加・協働による「だれ
にもやさしく快適な都市づくり」の推進に努めます。

3) 市民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進

「だれにもやさしく快適な都市づくり」を推進するためには、道路や建築物などの整備によるバリアフリー化だけではなく、日々の暮らしや営みの中でのバリアフリー化の取り組みも重要となります。

このようなバリアフリーの都市づくりは、行政だけで実現できるものではありません。市民、事業者がバリアフリーの都市づくりを理解し、共通の認識に基づいて自主的な取り組みや活動を行うことが必要となります。行政はそれらの活動や取り組みに対して、積極的に支援や誘導に努めます。

バリアフリーの都市づくりは、市民・事業者・行政の協働により実現できるものです。

市民は、「だれにもやさしく快適な都市づくり」の基本理念や地域社会の構成員としての役割を認識し、日々の暮らしの中で身近なバリアフリーのまちづくりに努めます。

事業者は、事業活動が「だれにもやさしく快適な都市づくり」の基本理念や地域社会と密接な関わりがあることを認識し、事業者が設置又は管理運営する施設について、高齢者や障害者等が安全かつ快適に利用できるように努めます。

行政は、公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、ハートビル法や神奈川県福祉の街づくり条例に基づき、民間建築物整備に際してバリアフリー化の誘導に努めます。また、市民や市民団体によるバリアフリーのまちづくり活動や取り組みに対する支援に努めます。

